

令和7年度
保育施設等における感染症予防研修会

施設内感染対策について



村山保健所 保健企画課
感染症対策室

内容

- (1) 感染症集団発生等の報告について
- (2) 令和6年度の保育施設における
集団発生報告状況について
- (3) 施設内感染対策について
- (4) まとめ

(1) 感染症集団発生等の 報告について

～その1～

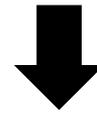
全ての感染症



平成17年2月22日に

「厚生労働省雇用均等・児童家庭局長」から出されている通知

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
(雇児発第0222001号)



保育所等の社会福祉施設等は、**感染症**または食中毒の
集団発生の状況が、報告基準に達した場合、
保健所に報告して、指示を求めるなどの措置を講ずること！

感染症等発生時にかかる報告基準

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、**市町村等の社会福祉施設等主幹部局に迅速に**、感染症又は食中毒が疑われるもの等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、**併せて保健所に報告し**、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

一番多い報告は「イ」のパターン

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

※ある特定の時点において有症状者が10名以上又は全利用者の半数以上の場合。累計ではない。

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

(雇児発第0222001号) 平成17年2月22日より抜粋)

～その2～

インフルエンザ



昭和48年9月20日に

「厚生労働省公衆衛生局保健情報課長」から出されている通知

「インフルエンザの防疫対策について」

(衛情第102号)



保健所は、保育所、幼稚園等と連携し、
インフルエンザ様症状で、学級閉鎖、学年閉鎖、休
校等臨時休業を行った場合は、その処置の内容と
欠席状況等を把握すること!

※インフルエンザ様症状とは?

38℃以上の発熱 + 急性呼吸器症状 (鼻水、鼻づまり、咽頭痛、咳のいずれか1つ以上)

インフルエンザ発生時の報告基準（要領）

（幼稚園、保育所、児童館、国立小・中・高校、私立高校用）

インフルエンザ様疾患集団発生報告の対象は、次の各号のいずれかに該当するに至った時点のものとし、その状況を速やかに報告するものとする。ただし、一旦報告したものが終息し、再び発生の場合には同様の報告を行うものとする。

- （1）インフルエンザ様疾患により、「**休校**」、「**学年閉鎖**」を行うとき
（それぞれ**学校早退**、**学年早退**又は**学級早退**を含むものとする）。
- （2）継続する集団発生で、「**学級閉鎖**」の処置であったものが、その後「**学年閉鎖**」もしくは「**休校**」に**変更**になったとき。
- （3）継続する集団発生で、「**学年閉鎖**」の処置であったものが、その後「**休校**」に**変更**になったとき。
- （4）幼稚園、保育所、児童館において学級閉鎖等の処置を行わないが、インフルエンザ様疾患患者が**10名以上**又は**全児童（生徒）の半数以上**発生した場合。

報告基準に達した場合には・・・

- ①県ホームページより、必要な様式をダウンロード・記載し
FAXかメールで提出

※感染症ごとに報告が必要な様式の種類が
異なりますので詳細は検索してご確認ください。



- ②村山保健所に連絡（023-627-1105）



感染症別提出様式一覧

	幼稚園・保育所	高齢・障がい者 施設（通所）	高齢・障がい者 施設（入所）
インフルエンザ 報告様式	○別紙様式1（ワード：24KB）※1	○別紙様式2（ワード：24KB）※1	○別紙様式2（ワード：24KB）※1 ○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）
インフルエンザ チェックリスト	ーチェックリスト（保育施設）（ワード：27KB）※2	ーチェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：26KB）※2	○チェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：26KB）
インフルエンザ 人数報告（健康 調査票）	ー	ー	○人数報告（ワード：25KB）
新型コロナウイルス 感染症 報告様式	○報告様式（保育施設）（ワード：25KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）
新型コロナウイルス 感染症 チェックリスト	ーチェックリスト（保育施設）（ワード：27KB）※2	ーチェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：26KB）※2	○チェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：26KB）
新型コロナウイルス 感染症 人数報告（健康 調査票）	収束したら保健所へ連絡	初回報告時○人数報告（ワード：25KB） 収束したら保健所へ連絡	○人数報告（ワード：25KB）

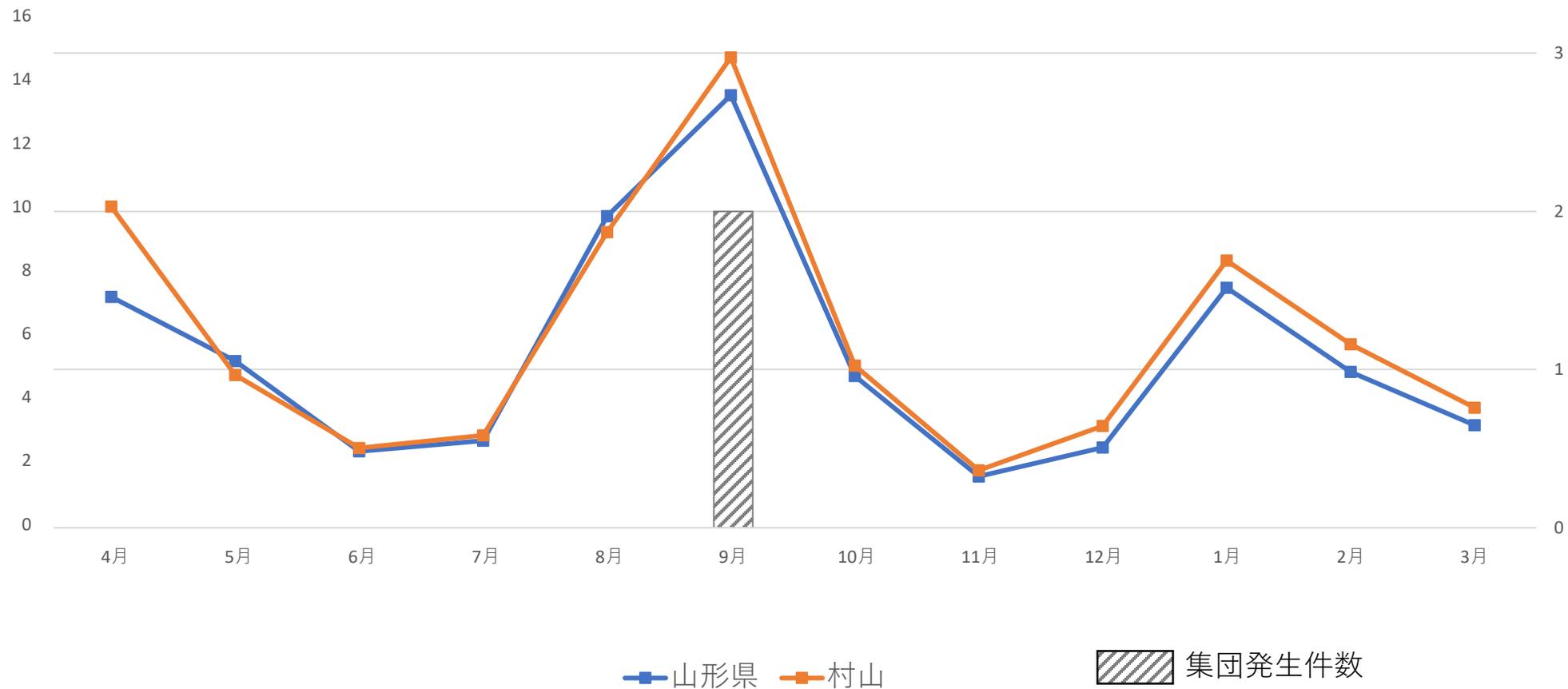
感染性胃腸炎 報告様式	○報告様式（保育施設）（ワード：25KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）
感染性胃腸炎 チェックリスト	○チェックリスト（保育施設）（ワード：23KB）	○チェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：55KB）	○チェックリスト（高齢・障がい者施設）（ワード：55KB）
感染性胃腸炎 人数報告（健康 調査票）	収束したら保健所へ連絡	初回報告時○人数報告（ワード：25KB） 収束したら保健所へ連絡	○人数報告（ワード：25KB）
その他の感染症 報告様式	○報告様式（保育施設）（ワード：25KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）	○報告様式（高齢・障がい者施設）（ワード：24KB）
その他の感染症 チェックリスト	○お問い合わせください	○お問い合わせください	○お問い合わせください
その他の感染症 人数報告（健康 調査票）	○お問い合わせください	○お問い合わせください	○人数報告（ワード：25KB）

(2) 令和6年度の保育施設における 集団発生報告状況について

R6年度新型コロナ 月別集団発生報告数と定点報告数

(人/1医療機関あたり)

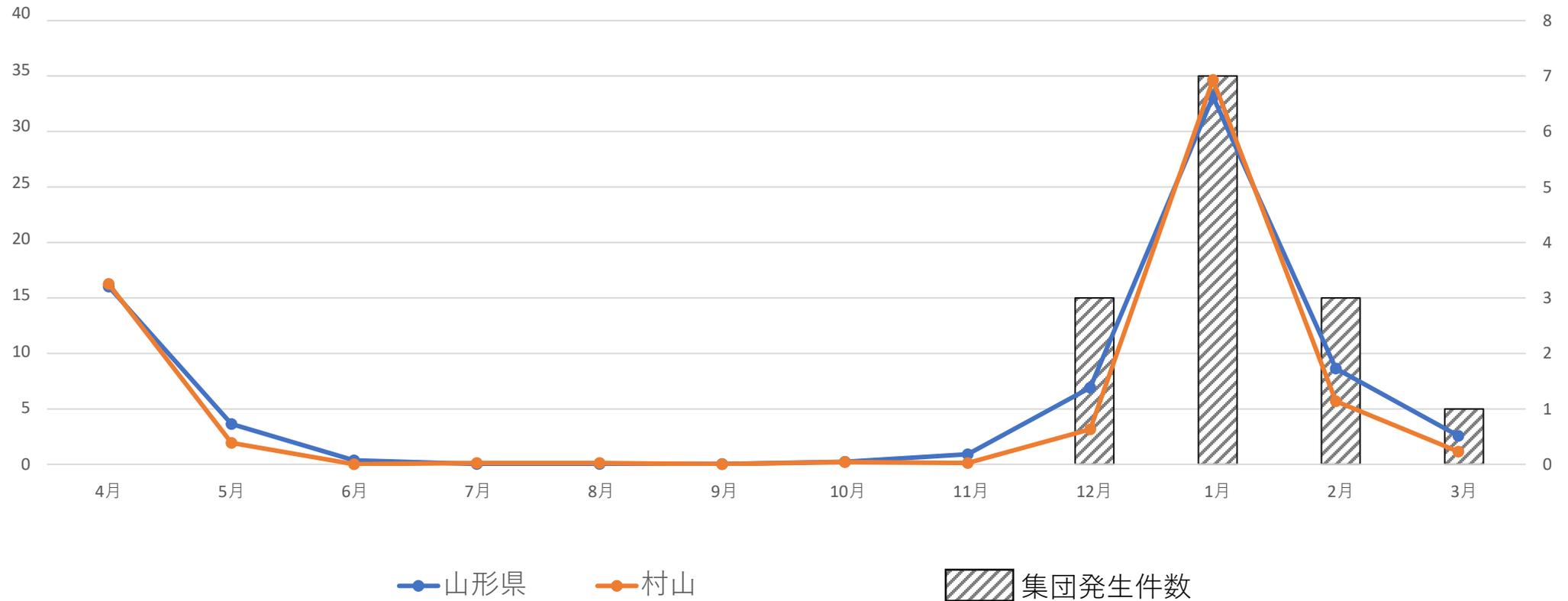
(件)



R6年度インフルエンザ 月別集団発生報告数と定点報告数

(人/1医療機関あたり)

(件)



年間集団発生報告件数(村山保健所管内)

疾患	保育施設数
感染性胃腸炎	4か所
RSウイルス	2か所
手足口病	2か所

(3) 施設内感染対策について

病原体は粘膜から出て
粘膜から入る



目、鼻、口、咽頭、
陰部、肛門、傷口

標準予防策とは？

：その人が感染しているかどうかに関わらずすべてのひとの湿性生体物質・粘膜は感染する危険性がある、という考え方のもと実施する予防策。

日常でできる標準予防策…手洗い、咳エチケット、環境清掃など

湿性生体物質とは？

：血液、鼻水、痰、唾液、汗をのぞく体液、嘔吐物、排せつ物、創傷皮膚など

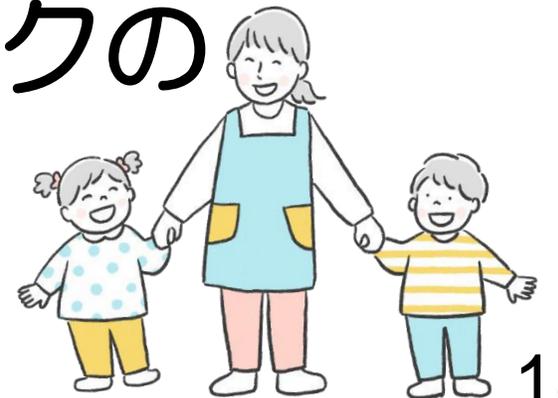
なぜ標準予防策が必要なのか？

症状が出てから、病原体「陽性」が判明するまで時間がかかる。または無症状でも「陽性」の人もある。

→「陽性」が判明してから感染対策をしても
手遅れになる・・・

→**毎日の標準予防策が重要!!**

職員と園児、双方における感染リスクの
減少につながる。



標準予防策 + 感染経路別対策

標準予防策



①飛沫感染対策

- 手指衛生
- 咳エチケット
- 2メートル以上
離れる
- 換気 など

コロナ、インフル
エンザ、風疹等



②空気感染対策

- 発症者の隔離
- 換気
- ゾーニング
など

水痘、結核、麻疹
等



③接触感染対策

- 手指衛生
- 皮膚のバリア機能
を保つ
(手荒れや傷のケア)
- 備品や環境表面の消毒
- 手袋、エプロンなどの
防護具着用

感染性胃腸炎、
大腸菌、疥癬等

①手指衛生 point!

方法1：擦式アルコール製剤による手指消毒

状況：目に見える汚れがない場合



誤飲・誤噴射の可能性があるため、園児は基本的には「手洗い」を習慣にするのがよいです

方法2：流水と石けんによる手洗い

状況：目に見える汚れがある場合
血液・体液に触れた可能性がある場合
下痢、嘔吐症状のある方に触れた場合



固形石けんは保管時に不潔になりやすいため、液体石けんが望ましいです

タオルの共有はNG!

ペーパータオルが望ましいが、常用が難しい場合は個人のタオルを用意したり、感染症流行時にはペーパータオルを使用することが推奨されています

個人持参のタオルは、タオル同士が密着しないように間隔を空けて掛けます

手指衛生を行うタイミング

1ケア1手洗いの原則

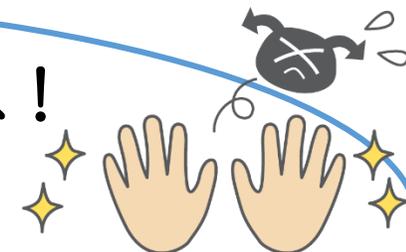
- 外遊びの後
- 食事・おやつ提供の前
- トイレの後
- 手袋やマスクなどの防護具を外した後
- 衣服の着替え介助の後
- 嘔吐物処理の後

年齢に応じた見守り
や介助、手本を示す



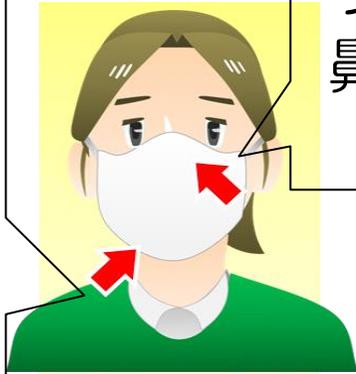
「遊び」「達成感」をプラス!

- 手洗いうたで楽しく
- バイキンを可視化（手洗いチェッカー等）
- がんばりシール



②咳エチケット

プリーツを
広げ、あご
の隙間を
なくす



ワイヤーで
鼻の隙間を
なくす



1. マスクを正しく
着用する。

2. ハンカチや
ティッシュなどで
口や鼻を覆う。

3. 上着の内側や
袖で覆う。

感染症が疑われる事例が発生した場合には、職員がマスク着用等の飛沫感染対策を取るとともに、マスク着用できる年齢の児に対して、流行期間中には咳エチケットの実施を促すことが大切

(参考) 厚労省ホームページ「咳エチケットについて」より

③換気

飛沫核やエアロゾルの浮遊リスクが低い空間（人が少ないところ等）から、浮遊リスクの高い空間（人が多いところ等）に向けた気流をつくる。

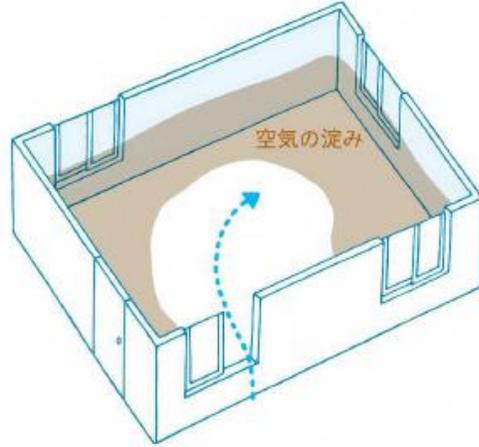
扇風機やサーキュレーターは窓の外に向け
空気を追い出す



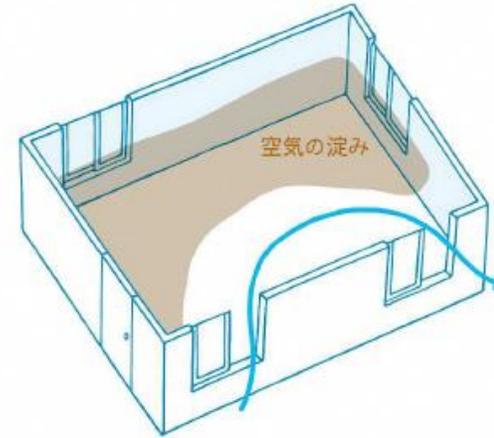
(参考) 政府「新型コロナウイルス感染症対策分科会」：感染拡大防止のための効果的な換気について（令和4年7月14日）

換気のポイント

風の流れができない



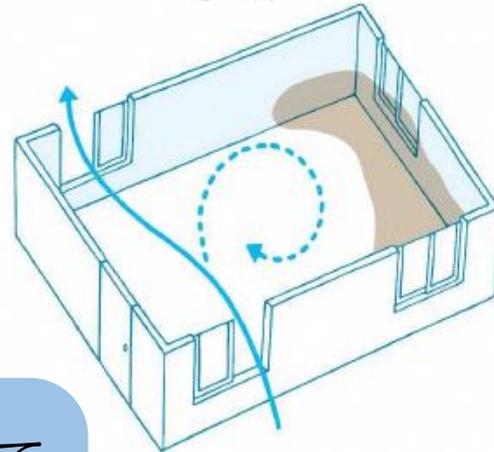
窓1カ所：



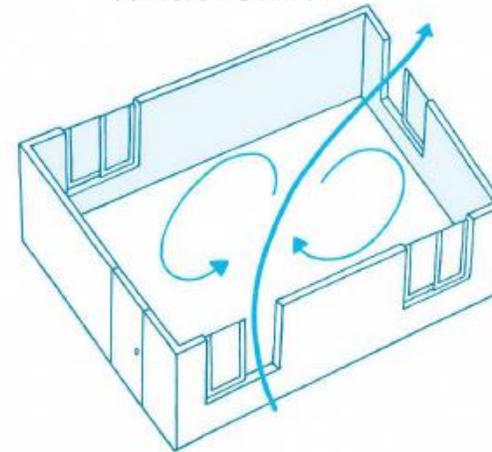
同じ方向の窓2カ所：

新鮮な空気が部屋を循環せず抜けてしまう

空気が部屋を循環する
(一部によどみあり)



二方向の窓2カ所：



二方向で対角の窓2カ所：

部屋全体を
空気が循環する

こどもの安全が守られていることが大前提

指詰めや転落に注意

④衛生管理（環境整備）

下痢嘔吐等の有症状者がいる場合には
塩素系消毒剤による消毒に切り替え
流行している感染症に応じた清掃や消毒を！

- 保育室：ドアノブ、手すり、照明スイッチ等はアルコール消毒。
加湿器使用時は水を毎日交換。エアコンの定期的な清掃。
- 歯ブラシ：個人専用とし、誤って共有したり、保管時に他の児の
ものと接触したりしないように留意。
- おむつ交換：食事をする場所等と交差しない場所で。
使い捨て手袋や交換シート等を使用。
処理後は石けん手洗い。手順を職員で共有・徹底！



④衛生管理（環境整備）

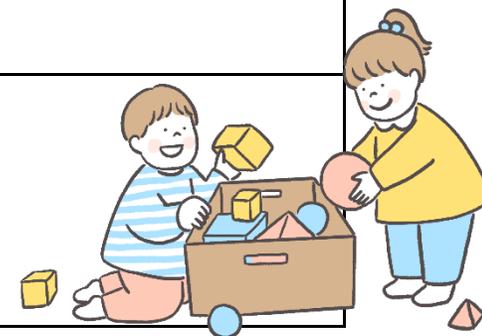
下痢嘔吐等の有症状者がいる場合には
塩素系消毒剤による消毒に切り替え
流行している感染症に応じた清掃や消毒を！

- トイレ：便器、ドア、ドアノブ、蛇口、床、サンダル等を清潔に。
よく触れる箇所の消毒。
- 園庭：動物の糞尿等は速やかに除去。
水たまりを作らないよう、おもちゃを放置しない。
飼育動物に触れた後の石けん手洗いを徹底。
- 砂場：寄生虫や大腸菌等による汚染の可能性あり。
遊んだ後は石けん手洗い。
夜間はシート等で覆い、動物が侵入しにくい構造に。
定期的に掘り起こし、砂全体を日光により消毒。



④衛生管理（遊具等の消毒）

	普段の取扱のめやす	消毒方法
ぬいぐるみ 布類	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に洗濯する。 陽に干す（週1回程度）。 汚れたら随時洗濯する。 	<p><small>おう</small></p> <ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れを落とし、塩素系消毒薬の希釈液に十分浸し、水洗いする。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。 ※汚れがひどい場合には処分する。
洗えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に流水で洗い、陽に干す。 乳児がなめるものは毎日洗う。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたものは、洗浄後に塩素系消毒薬の希釈液に浸し、陽に干す。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な湯拭き又は陽に干す。 乳児がなめるものは毎日拭く。 乳児クラス：週1回程度 幼児クラス：3か月に1回程度 	<ul style="list-style-type: none"> 嘔吐物や排泄物で汚れたら、汚れをよく拭き取り、塩素系消毒薬の希釈液で拭き取り、陽に干す。
砂場	<ul style="list-style-type: none"> 砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する。 砂場で遊んだ後はしっかりと手洗いする。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘り起こして砂全体を陽に干す。



(4) まとめ

感染症が発生したら初動が肝心！

①発生状況の把握

だれが？いつから？どんな症状か？



②速やかに責任者へ報告

③感染症対策マニュアル等に基づき

「平常時の対策」 → 「感染症発生時の対応」 に切り替え



④職員間の情報共有、消毒等手技の統一、連携

⑤園医や保健所等関係機関に連絡し、対応や助言を仰ぐ

村山保健所ホームページに掲載されている各感染症の「チェックリスト」も参考に！



1 発生状況の把握

項目

- 1つのクラスやフロアに限局せず、感染拡大しているか。
- 園児は他クラスやフロアを自由に行き来しているか。
- 現在、園児でトイレや食堂の共有があるか。
- 職員はクラスをまたいで保育等をしているか。

2 感染拡大防止の対応について

項目

- 当園中に新たに発症した園児は集団隔離してケアを行っている。
- 換気・湿度・室温など施設環境を整備している。

施設での感染症の発生の前に・・・

- **ベースライン**の把握

普段から、施設内で咳、発熱、下痢、嘔吐などの有症状者がどのくらいいるか把握しておく。

- **地域で流行**している感染症の情報を把握

→ 山形県感染症発生動向調査（山形県衛生研究所）



※ インフルエンザ、コロナ、感染性胃腸炎などの流行状況について情報が確認できます。